

手続開始の公示(説明書)

令和4年2月2日
東日本高速道路株式会社 新潟支社
支社長 水口 和之

次のとおり、公募型プロポーザル方式に付します。

なお、本件公募型プロポーザル方式に係る手続きについては、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、基本契約条件書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この「手続開始の公示（説明書）」に記載のとおり実施します。

第1 基本事項（調達手続の概要）

- | | | |
|--------|---------|---|
| 1-1. | 調達機関番号 | 417 |
| 1-2. | 所在地番号 | 15 |
| 1-3. | 品目分類番号 | 42 |
| 1-4(1) | 基本契約件名 | 上越管理事務所管内橋梁耐震補強設計に関する基本契約（その2） |
| 1-4(2) | 個別契約件名 | 上記基本契約により行う設計業務（以下「基本契約対象業務」という。）
は以下の3件
設計業務① 北陸自動車道 能生川橋耐震補強設計
設計業務② 北陸自動車道 五郎太谷川橋耐震補強設計
設計業務③ 北陸自動車道 名立橋耐震補強設計 |
| 1-5. | 契約責任者 | NEXCO 東日本 新潟支社 支社長 水口 和之 |
| 1-6. | 契約担当部署 | NEXCO 東日本 新潟支社 技術部 調達契約課
(住所) 950-0917 新潟県新潟市中央区天神 1-1
(TEL) 025-241-5116
(Mail) ki-r-niigata@e-nexco.co.jp |
| 1-7. | 競争契約の方法 | 公募型プロポーザル方式 |
| 1-8. | 見積の方法 | 個別契約時の指示による |
| 1-9. | 履行保証 | 個別契約時の指示による |
| 1-10. | 契約書の作成 | 基本契約：必要（作成方法については3-10に示す特定者と協議する）
…基本契約書案を参照のこと
個別契約：必要（作成方法については4-1に示す基本契約の相手方と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと |

1-11. 契約図書

(1) 本件調査等基本契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。

なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- ① 手続開始の公示（説明書） 本書
 - ② 基本契約書案 別添「基本契約書案」のとおり
 - ③ 入札者に対する指示書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【郵送入札】を使用すること
 - ④ 基本契約条件書 別添「基本契約条件書」のとおり
 - ⑤ 参加表明書 本書の別紙参加表明書様式1のとおり
 - ⑥ 技術提案書 本書の別紙技術提案書様式1のとおり
- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれ

れダウンロードして取得すること。

契約図書の交付期間は、別表 1『契約手続き日程』のとおり

第 2 調達手続に付する事項（業務概要）

2-1. 業務概要

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 業務場所 | 別添「基本契約条件書」のとおり |
| (2) 業務内容 | 別添「基本契約条件書」のとおり |
| (3) 調査等数量 | 別添「基本契約条件書」のとおり |
| (4) 業務完了希望時期 | 別添「基本契約条件書」のとおり |
| (5) 成果品 | 個別契約時の指示による |

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記 3-2. に示す「参加表明書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（下記 3-2. に示す「参加表明書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 技術提案書の提出期限（下記 3-7. に示す「技術提案書の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）」において、業種区分「橋梁設計」に係る NEXCO 東日本の『令和 3・4 年度競争参加資格』を有する者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）
- (4) 審査基準日から基本契約の相手方と決定する日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 4（新潟支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと。
- (5) 審査基準日において、平成 23 年度以降に元請として受渡しが完了した業務において、次に示す同種業務又は類似業務の実績を有すること。

同種業務 道路橋における動的解析を含む既設橋脚の耐震補強設計（※）

類似業務 動的解析を含む既設橋脚の耐震補強設計（※）

（※）耐震補強設計とは、既設橋脚本体のじん性や耐力を向上する設計、または免震化・地震時水平力分散構造化・制震構造化により既設橋脚に作用する地震時慣性力を軽減する設計をいう。

- (6) 審査基準日から基本契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本件競争若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- 2) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者

- ・施工（調査等）管理業務の受注者
 - ・北陸自動車道 上越管内改良土木施工管理業務
（受注者：株式会社 オリエンタルコンサルタンツ）

(7) 審査基準日から基本契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、競争参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1[1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- 3) 資本関係

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv) 組合の理事

v) その他業務を執行する者であつて、i) ～ iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の競争に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定JVの構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

3-2. 参加表明書の作成

(1) 競争参加希望者は、次に示す「参加表明書（以下「表明書」という。）を作成しなければならない。表明書の各様式はA4版とし、文字サイズは10ポイント以上とする。なお、表明書の作成に係る留意事項は以下に示す。

表明書（様式）	留意事項
参加表明書 （様式1）	必要事項を記載のうえ記名すること。 その他補足事項については、入札者に対する指示書[9][3]①を参照のこと。
企業の同種業務又は類似業務の実績 （様式2）	上記3-1.(5)に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。 ◇同種業務又は類似業務の実績を記載し次の資料を添付すること。 ①当該業務が、「測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）（以下「テクリス」という）に登録されている場合は、テクリス登録番号を本様式に記載すること。 ②当該業務が、テクリス登録を行っていない場合又はテクリスで実績業務の内容が確認できない場合は、契約書・特記仕様書等、業務の内容が確認できる書類の写しを添付すること。 ③当該業務が完了したことを証する発注機関から発行された書類の写し（成績評定通知書（成績評定通知書がない場合は、認定書））を添付するものとする。 記載にあたっては、（参加表明書様式2）に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
企業の同種業務の実績件数 （様式3）	上記3-1.(5)に示す同種業務の業務実績で、平成30年4月1日以降に受渡しが完了した業務を最大5件まで記載すること。 同種業務の業務実績のうち、発注機関がNEXCO（東日本・中日本・西日本）の業務実績を優先的に記載し次の資料を添付すること。 ①当該業務が、「測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）（以下「テクリス」という）に登録されている場合は、テクリス登録番号を本様式に記載すること。 ②当該業務が、テクリス登録を行っていない場合又はテクリスで実績業務の内容が確認できない場合は、契約書・特記仕様書等、業務の内容が確認できる書類の写しを添付すること。 ③当該業務が完了したことを証する発注機関から発行された書類の写し（成績評定通知書（成績評定通知書がない場合は、認定書））を添付するものとする。 記載にあたっては、（参加表明書様式3）に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
企業の同一業種における表彰実績 （様式4）	同一業種（橋梁設計）に属する業務で、平成23年4月1日以降にNEXCO東日本から表彰を受けている場合に、表彰状の写しを縮小し添付すること。 なお、表彰を受けていない場合は「なし」と記載すること。

(2) 競争参加希望者は、表明書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 参加表明書の提出

(1) 競争参加希望者は、本件競争に参加するため、次に示すとおり参加表明を行わなければならない。

① 提出期間 **別表1『契約手続き日程』のとおり**

- ② 提出場所 上記 1-6. 契約担当部署のとおり
- ③ 提出方法 **書留郵便等^(注)又は電子メール**により提出すること。
 なお、**電子メールにより提出する場合は PDF 形式により提出**すること。

(1) **書留郵便等^(注)**による提出の場合

上記 3-2. 参加表明書の作成により作成した「参加表明書」を 2 部（正 1 部、副 1 部）**書留郵便等^(注)**により提出すること。

(2) **電子メール**による提出の場合

担当者連絡先届「（入札者に対する指示書様式）」で指定した電子メールアドレスにより、上記 3-2. 参加表明書の作成により作成した「参加表明書」を契約担当部署宛アドレス「**ki-r-niigata@e-nexco.co.jp**」に提出すること。

なお、電子メールによる提出の場合は、「参加表明書」への押印の省略が可能である。ただし、担当者連絡先届（「入札者に対する指示書様式」）により指定したメールアドレス以外での電子メールによる提出は受け付けないので注意すること。

また、電子メールの件名には、必ず提出書類名に加え、本業務の「業務件名」を記載すること。（以下、電子メール提出は同様とする。）

例：「参加表明書（〇〇自動車道 〇〇設計）」

(注) 書留郵便等とは、郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 2 項）のうち、受領署名又は押印を必要とする方法を指します。（入札者に対する指示書冒頭の「お知らせ」を参照、以下、同じ。）

- ④ 提出書類 上記「3-2. 参加表明書の作成」により作成した「表明書」
 なお、提出されたデータのファイル形式の誤り（電子メール提出の場合）など、形式的かつ極めて軽微な誤りに限り、追加提出を認める場合があります。（※記載漏れ等による追加提出は認めません。）

(2) 競争参加希望者は、表明書にかかる留意事項として、上記 3-2. 参加表明書の作成に係る留意事項のほか入札者に対する指示書[9][2]を参照のこと。

3-4. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準

(1) 技術提案書の提出者を選定するための評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

評価項目				評価基準		配点
参加 表明 者の 経 験 及 び 能 力	資 格 ・ 実 績 等	専 門 技 術 力	成 果 の 確 実 性	平成 23 年 4 月 1 日	（参加表明書様式 2） 下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が平成 23 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、NEXCO 西日本、国土交通省（道路事業）、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社の発注業務 ②同種業務の実績が平成 23 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した各都道府県（道路事業）、各区市町村（道路事業）の発注業務	①25.0 点 ②12.5 点 ③・④0 点
				以降に受渡しが完了した同種業務又は類似業務の実績		

				業務の実績（発注機関は問わない）	
				なお、上記に該当しない場合は選定しない。	非選定
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	専門技術力	成果の確実性	<p>平成30年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務の実績件数</p> <p>（参加表明書様式3） 平成30年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務の実績件数を下記の式で評価する。 ①評価点 = a の実績件数 × 1.0 + b の実績件数 × 0.5 a : NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、NEXCO 西日本、国土交通省（道路事業）、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社の発注業務 b : 各都道府県（道路事業）、各区市町村（道路事業）が発注した業務 なお、a + b は最大5件とする。</p> <p>以下の場合には加点しない。 ②業務実績が平成30年3月31日以前に受渡しが完了した同種及び類似業務（発注機関は問わない） ③業務実績が平成30年4月1日以降に受渡しが完了した類似業務（発注機関は問わない）</p>	①5.0～0点 ②・③0点
参加表明者の経験及び能力	成績・表彰等	専門技術力	成果の確実性	<p>平成23年4月1日以降に受渡しが完了した同一業種の表彰</p> <p>（参加表明書様式4） 下記の順位で評価する。 複数の表彰実績がある場合は、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。 ①平成23年4月1日以降に同一業種（橋梁設計）においてNEXCO 東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績を有する ②平成23年4月1日以降に同一業種（橋梁設計）においてNEXCO 東日本の事務所長表彰の実績を有する</p> <p>以下の場合には加点しない。 ③上記①・②の表彰実績がない場合 ④平成23年3月31日以前の表彰実績である場合 ⑤NEXCO 東日本以外での表彰実績である場合 ⑥表彰内容が「感謝状」又はそれと同内容である表彰実績である場合</p>	①10.0点 ②5.0点 ③～⑥0点
参加表明者の経験及び能力	参加表明者の経験及び能力	実な行為	事故及び不誠	<p>以下に該当する場合に評価を減ずる。 ①令和3年2月17日から令和4年2月17日までにNEXCO 東日本から当該業種（橋梁設計）に係る文書警告を受けた。 ②令和3年2月17日から令和4年2月17日までにNEXCO 東日本から当該業種（橋梁設計）に係る口頭注意を受けた。</p>	①-5.0点 ②-2.0点
合計（満点）					40.0点

3-5. 技術提案書の提出者の選定

(1) 契約責任者は、競争参加希望者から提出された参加表明書について、上記「3-4. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準」に基づき評価を行い、評価の高い者より順に技術提案書の提出者（以下「選定者」という。）を3者まで選定し、その結果について通知する。ただし、同評価の提出者が3者を越えて存在する場合はこの限りではない。

※ 技術提案書の提出者の選定（技術提案書の提出要請）および非選定通知予定日

： 別表1『契約手続き日程』のとおり

(2) 上記(1)において選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により通知する。非選定通知を受けた者は、契約責任者に対して非選定理由について説明を求める（以下「説明請求」という。）ことができる。

① 受付期限 別表1『契約手続き日程』のとおり

② 受付場所 上記1-6.「契約担当部署」

③ 提出方法 **書留郵便等又は電子メール**により提出すること。

④ 提出書類 書面（様式自由）により作成

(3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して書面により回答する。

※回答期限日：説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（行政機関の休日を除く）

3-6. 技術提案書の作成

(1) 上記3-5.により技術提案書の提出者となった選定者は、次に示す「技術提案書（以下「提案書」）」を作成しなければならない。提案書の各様式はA4版とし、文字サイズは10ポイント以上とする。
なお、提案書の作成に係る留意事項を以下に示す。

提案書（様式）	留意事項
技術提案書 （様式1）	必要事項を記載のうえ記名すること。 その他補足事項については、入札者に対する指示書[9][3]①を参照のこと。
業務への取組み姿勢 （様式2）	業務への取組み姿勢を評価するため、各項目に以下のとおりに記載する。 ①「実施方針」には、本調査等の基本的な業務実施体制・照査体制・個別契約が同時期に履行されるとなった場合の業務実施上の留意事項を記載する。 ②「基本的な実施フロー」には、本調査等の基本的な業務実施フローについて簡潔に記載する。 ・上記①、②に記載された内容についてはヒアリングで確認を行う。
社内バックアップ体制 （様式3）	「社内バックアップ体制」には、上記①の基本的な業務実施体制を除き、個別契約を実施するうえで、配置予定技術者の支援、品質確保、工程管理の対応、同時期に履行されることとなった場合の対応など、社内のバックアップ体制の考えを記載する。 ・記載された内容についてはヒアリングで確認を行う。
特定テーマに対する技術提案 （様式4）	特定テーマは次のとおりとする。 「橋全体系として耐震性能を確保する合理的な対策方法を決定するために検討、着目すべき点（個別契約業務全体を包括するような提案）」 ・様式4については、A4版（片面）1枚以内で作成すること。 ・記載にあたっては、様式4に示す《記載上の注意事項》に従うこと。 ・記載された内容についてはヒアリングで確認を行う。

3-7. 技術提案書の提出

(1) 選定者は、上記3-6.により作成した提案書を次のとおり契約責任者へ提出しなければならない。

① 提出期間 別表1『契約手続き日程』のとおり

② 提出場所 上記1-6. 契約担当部署のとおり

③ 提出方法 **上記3-3. (1) ③提出方法と同じ方法により「提案書」を提出すること。**

④ 提出書類 上記3-6. 技術提案書の作成により作成した「提案書」を**書留郵便等**により提出する場合は4部（正1部、副3部）、**電子メール**による場合はPDF形式により提出すること。
なお、提出されたデータのファイル形式の誤り（電子メール提出の場合）など、形式的かつ極めて軽微な誤りに限り、追加提出を認める場合があります。（※記載漏れ等

による追加提出は認めません。)

3-8. 技術提案書に対するヒアリング

(1) 提案書の提出後、選定者に対し、次に示すとおりヒアリングを実施する。

- ① 実施期間 **別表1『契約手続き日程』のとおり**
- ② 実施場所 NEXCO 東日本 新潟支社
- ③ 出席者 選定者に所属し提案書の内容について説明・応答を行うことができる技術者
- ④ ヒアリング内容 提案書に記載された業務への取組み姿勢、社内バックアップ体制及び特定テーマに対する技術提案

※原則、対面方式とするが、協議によりヒアリングの方式を変更する場合がある。

(2) 技術提案書は、ヒアリング時の質問に対する応答性も包含して評価する。

(3) 上記(1)③に示す者が誰も出席できず、ヒアリングを行わなかった場合は、提案書に記載された内容のうち、確認できなかった事項については評価しない。

(4) ヒアリング時において提出済みの資料以外のもの（パネル・パース等）を持ち込んでの説明及び提案書以外の追加資料の提出は認めない。

3-9. 技術提案書を特定するための評価基準

評価項目		評価基準	配点
社内実施バックアップ体制・その他	基本的な実施手順	(提案書様式2) ・業務実施手順を示す実施フロー及び照査体制の妥当性が高い場合に優位に評価する。 ・複数業務を同時に履行する場合の留意点が的確に捉えられている場合に優位に評価する。	10.0点
	社内バックアップ体制	(提案書様式3) ・社内のバックアップ体制の妥当性が高い場合に優位に評価する。 ・複数業務を同時に履行する場合の留意点・バックアップ体制により履行の確実性が高い場合に優位に評価する。	10.0点
特定テーマに対する技術提案	的確性	(提案書様式4) ・地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 ・必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。 ・業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。 ・業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。	15.0点
	実現性	(提案書様式4) ・提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 ・提案内容を裏付ける類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。 ・利用しようとする技術基準類が適切な場合に優位に評価する。 ・業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。	15.0点
	独創性	(提案書様式4) ・工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。 ・周辺分野、異分野技術を援用した、高度な検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。 ・汎用的な検討・解析手法のみで提案に工夫が見られない場合は評価しない。	10.0点
合計（満点）			60.0点

3-10. 技術提案書の特定（基本契約の相手方の特定）

(1) 契約責任者は、選定者から提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき、上記 3-9. 技術提案書を特定するための評価基準に基づき評価を行い、技術提案書の特定と併せ基本契約の相手方（以下「特定者」という。）として、その結果を通知する。

※ 技術提案書の特定及び非特定通知予定日： **別表 1『契約手続き日程』**のとおり

(2) 上記(1)で非特定通知を受けた者は、契約責任者に対して非特定理由について説明請求することができる。なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

- ① 受付期限 **別表 1『契約手続き日程』**のとおり
- ② 受付場所 上記 1-6. 契約担当部署のとおり
- ③ 提出方法 **書留郵便等又は電子メール**により提出すること。
- ④ 提出書類 書面（様式自由）により作成

(3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して書面により回答する。

※回答期限日：説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（行政機関の休日を除く）

第 4 基本契約

4-1. 基本契約の締結

契約責任者は、基本契約の相手方を特定した後、対象業務の履行・基本契約の期間等に関する基本契約を契約責任者と特定者の代表者間で締結する。

第 5 個別契約

5-1. 契約交渉

1-4(2)に示す各設計業務の個別契約の締結に向けて、基本契約締結後、特定された技術提案及び基本契約条件書の内容を踏まえ、契約責任者が別途指定した時期から、個別契約の契約締結に必要な仕様や条件等について交渉し、その内容を特記仕様書に反映する。

5-2. 参考見積書の提出

特定者は、5-1に示す契約交渉の結果を踏まえ、参考見積書を契約責任者に提出する。

5-3. 見積合わせ

見積書の提出及び執行の日時については、特定者に別途通知する。

5-4. 個別契約の締結

契約責任者は、見積執行の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な見積価格である場合に、契約の相手方として決定し、個別契約を締結する。

第 6 その他

6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6-2. 質問の受付

(1) 本件競争に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ① 受付期間 **別表 1『契約手続き日程』**のとおり

- ② 受付場所 上記 1-6. 契約担当部署
 - ③ 受付方法 質問書面（別紙質問書様式）を**書留郵便等又は電子メール**により提出すること。
持参・普通郵便・FAXによるものは受け付けない。
なお、**書留郵便等**により提出する場合において、質問数が 5 問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面を作成したファイルを記録した CD-R 等も提出すること。
- (2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。
- ① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日 5 日以内
 - ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」に掲載する。
https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/
- (3) 競争に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。
<https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

6-3. 苦情申し立て

本競争の手續における競争参加資格の確認又はその他手續に不服がある者は、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-5253-2111（代表））に対して苦情の申し立てを行うことができる。

6-4. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 基本契約の相手方が基本契約後、契約交渉等を経て、個別契約の受注者（以下「受注者」という。）となった場合、本件業務の受注者、業務の下請負人、または当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件業務にかかる工事の入札に参加し又は建設工事を請負ことができない。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

- (2) 本件業務の受注者、本件業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本件業務の下請負人、本件業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

参 加 表 明 書

(基本契約名) 上越管理事務所管内橋梁耐震補強設計に関する基本契約 (その2)

基本契約対象業務

- ① 北陸自動車道 能生川橋耐震補強設計
- ② 北陸自動車道 五郎太谷川橋耐震補強設計
- ③ 北陸自動車道 名立橋耐震補強設計

標記業務について関心がありますので、参加表明書を提出します。

なお、標記業務の手續開始の公示において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条に該当する法人ではありません。なお、同条第 4 項第六号に関しては、排除要請等の対象法人ではありません。
- ・当社は、標記業務の監督を担当する部署の施工管理業務の請負人、担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連のある者（以下、「請負人等」という。）として本業務すべての発注に関与した者ではありません。また、現に本業務すべての請負人等ではありません。
- ・当社と資本関係又は人的関係のある者は、標記業務の入札手続きには参加しません。
- ・今後、基本契約の締結までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

令和 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
支社長 水口 和之 様

住所
会社名
代表者 印
担当者
TEL
FAX
E-mail

注 「入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係」については、別紙 1「競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係」をご確認下さい。なお、申請にあたり別紙 1 の提出は不

要です。

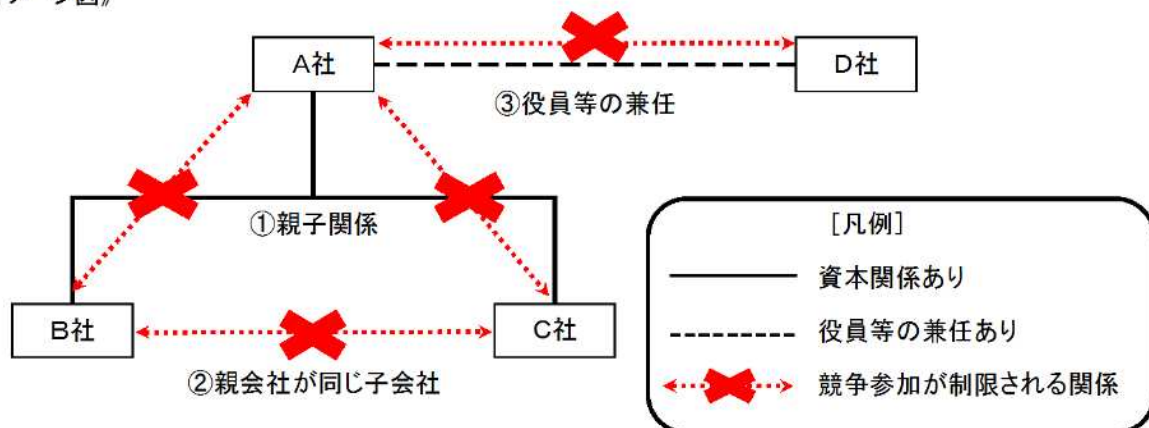
別紙1「競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係」

■競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係について

○競争参加が制限される関係(例)

- ①子会社と親会社の関係にある場合【資本関係】
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合【資本関係】
- ③役員等を兼任している場合【人的関係】

《イメージ図》



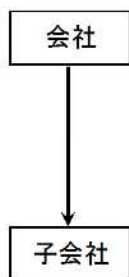
○子会社と親会社の関係(例)

ある会社からみた場合の子会社とされる会社の例は以下のとおりです。

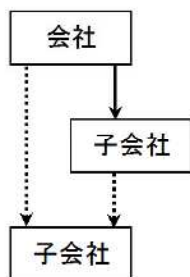
- ①議決権の過半数を有している場合
- ②ある会社と子会社をあわせて議決権の過半数を有している場合
- ③子会社が議決権の過半数を有している場合

《イメージ図》

①議決権の過半数を直接有している場合

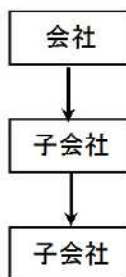


②ある会社と子会社をあわせて議決権の過半数を有している場合

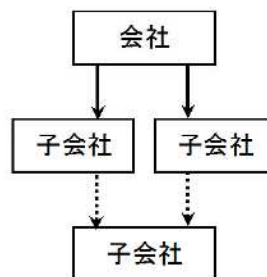


③子会社が議決権の過半数を有している場合

【パターン1】



【パターン2】



※この図の「子会社」からみた「会社」が親会社となる。

[凡例]

- > 議決権の過半数を有している
-> 合算すると議決権の過半数を有している

企業の同種業務又は類似業務の実績

● 同種業務又は類似業務の要件

同種業務	道路橋における動的解析を含む既設橋脚の耐震補強設計（※）
類似業務	動的解析を含む既設橋脚の耐震補強設計（※）

※耐震補強設計とは、既設橋脚本体のじん性や耐力を向上する設計、または免震化・地震時水平力分散構造化・制震構造化により既設橋脚に作用する地震時慣性力を軽減する設計をいう。

● 実績業務

業務名	
業務種別	【同種業務、類似業務のいずれかに該当するかを記載】
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注者名	
業務概要	

《添付資料》

- ①テクリス登録を行っている場合は、上表「テクリス登録番号」を記載すること。
- ②テクリス登録を行っていない場合又はテクリスで実績業務の内容が確認できない場合は、契約書・特記仕様書等、業務の内容が確認できる書類を添付すること。
- ③上表「業務名」に記載した業務において、当該業務の発注者から成績評定点の通知を受けている場合は、成績評定点の写し（通知書の写し）を添付すること。（成績評定通知書がない場合は、認定書を添付すること）

《記載上の注意事項》

- ①上表「業務概要」には、上表「同種業務」又は「類似業務」に該当することを確認できる事項を優先的に記載すること。

企業の同種業務の実績件数

● 同種業務の要件

同種業務	道路橋における動的解析を含む既設橋脚の耐震補強設計 (※)
------	-------------------------------

※耐震補強設計とは、既設橋脚本体のじん性や耐力を向上する設計、または免震化・地震時水平力分散構造化・制震構造化により既設橋脚に作用する地震時慣性力を軽減する設計をいう。

● 実績業務

1	業務名	「実績なし」
	TECRIS 登録番号	
	契約金額	
	履行期間	
	発注者名	
	業務概要	

2	業務名	
	TECRIS 登録番号	
	契約金額	
	履行期間	
	発注者名	
	業務概要	

3	業務名	
	TECRIS 登録番号	
	契約金額	
	履行期間	
	発注者名	
	業務概要	

4	業務名	
	TECRIS 登録番号	
	契約金額	
	履行期間	
	発注者名	
	業務概要	

5	業務名	
	TECRIS 登録番号	
	契約金額	
	履行期間	
	発注者名	
	業務概要	

《添付資料》

①テクリス登録を行っている場合は、上表「テクリス登録番号」を記載すること。

- ②テクリス登録を行っていない場合又はテクリスで実績業務の内容が確認できない場合は、契約書・特記仕様書等、業務の内容が確認できる書類を添付すること。
- ③上表「業務名」に記載した業務において、当該業務の発注者から成績評定点の通知を受けている場合は、成績評定点の写し（通知書の写し）を添付すること。（成績評定通知書がない場合は、認定書を添付すること）

《記載上の注意事項》

- ①実績は最大 5 件まで記載できるものとする。
- ②同種業務実績のうち、発注機関が NEXCO（東日本・中日本・西日本）の業務実績を優先的に記載すること。
- ③上表「業務概要」には、上表「同種業務」に該当することを確認できる事項を優先的に記載すること。
- ④同種業務の実績が無い場合は「実績なし」と記載すること。

企業の同一業種における表彰実績

同一業種（橋梁設計）に属する業務内容で、発注者から表彰を受けている場合に表彰状の写しを貼付する。

表彰名
業務名
発注者名

《記載上の注意事項》

- ①実績が無い場合は「なし」と記載すること。

技 術 提 案 書

(基本契約名) 上越管理事務所管内橋梁耐震補強設計に関する基本契約 (その2)

基本契約対象業務

- ① 北陸自動車道 能生川橋耐震補強設計
- ② 北陸自動車道 五郎太谷川橋耐震補強設計
- ③ 北陸自動車道 名立橋耐震補強設計

標記業務について、令和00年00月00日付け東高〇〇〇第〇号にて要請がありました、技術提案書を提出します。

令和00年00月00日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
支社長 水口 和之 様

住所
会社名
代表者
担当者
TEL
FAX
E-mail

印

業務への取組み姿勢

本業務における業務の実施方針など取組み方針

・実施方針

・基本的な実施フロー

《記載上の注意事項》

① 様式はA4縦として1枚(片面印刷)とする。

社内バックアップ体制

個別契約を実施するうえで、配置予定技術者の支援、品質確保、工程管理の対応本業務における業務の実施方針など社内のバックアップ体制の考え

- ・社内バックアップ体制

《記載上の注意事項》

- ② 様式はA4縦として1枚（片面印刷）とする。

特定テーマに対する技術提案

特定テーマ	橋全体系として耐震性能を確保する合理的な対策方法を決定するために検討、着目すべき点（個別契約業務全体を包括するような提案）
特定テーマに対する技術提案	

《記載上の注意事項》

①本様式は1特定テーマにつきA4版（片面）1枚以内とする。

質問書様式

契約件名	上越管理事務所管内橋梁耐震補強設計に関する基本契約（その2）	に係る問合せ
質問期限	令和 4 年 4 月 5 日 火 曜 日 16 時 00 分まで	
注意事項	<p>黄色着色箇所のみに必要な事項を記載のうえ、質問受付期限までに契約担当部署に下記①又は②のいずれかの方法により提出すること。</p> <p>① 書留郵便等により提出する場合は、本ファイルデータを出力した書面を提出すること。なお、質問数が5問以上の場合は本ファイルデータを記録した CD-R 等も併せて提出すること。</p> <p>② 電子メールの場合は、本ファイルデータをメールに添付のうえ提出すること。(受信メールアドレス：ki-r-niigata@e-nexco.co.jp)</p>	

提出日		質問回数		回目
住所				
事業者名				
担当者名		部署		
電話番号及び FAX番号	(電 話)	電子メール		
	(FAX)			

質問 番号	資料の種類	ページ	章の 番号等	質 問 事 項	質問の趣旨
1					
2					
3					
4					
5					

※項目が不足した場合は質問行を適宜追加すること。

契約手続き日程

契約件名	上越管理事務所管内橋梁耐震補強設計に関する基本契約（その2）	
契約責任者	役職名	新潟支社長
	氏名	水口 和之
契約担当部署	郵便番号	〒950-0917
	住所	新潟県新潟市中央区天神1-1
	部署名	NEXCO東日本 新潟支社 技術部 調達契約課
	電話番号	025-241-5116
	Mail	ki-r-niigata@e-nexco.co.jp
開札場所	NEXCO東日本 新潟支社 会議室	

	手続開始の公示日	令和4年2月2日 (水)
①	審査基準日 (手続開始の公示3-1. 関係)	令和4年2月17日 (木)
②	契約図書の配布期間 (手続開始の公示1-11. 関係)	手続開始の公示日から 令和4年2月17日 (木) まで 上記期間を過ぎた場合、ダウンロードできない図書があるので注意すること。
③	本件競争入札に関する 質問受付期間 (手続開始の公示6-2. 関係)	手続開始の公示日から 令和4年4月5日 (火) 16時00分まで 質問書面（質問書様式）を 書留郵便等^(注)又は電子メール により行政機関の休日を除く毎日16:00までに提出すること。
④	質問に対する回答期間 (手続開始の公示6-2. 関係)	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（行政機関の休日を除く。）
⑤	参加表明書の提出期間 (手続開始の公示3-3. 関係)	手続開始の公示日の翌日から 令和4年2月17日 (木) 16時00分まで 書留郵便等^(注)又は電子メール により提出すること。
⑥	技術提案書の提出者の 選定・非選定通知日 (手続開始の公示3-5. 関係)	令和4年3月4日 (金) を予定
⑦	非選定理由の説明請求期限日 (手続開始の公示3-5. 関係)	非選定通知日の翌日から7日以内（行政機関の休日を除く。）
⑧	技術提案書の提出期間 (手続開始の公示3-7. 関係)	技術提案書の提出要請の翌日から 令和4年4月13日 (水) 16時00分まで 上記「⑤参加表明書の提出期間」に定める提出方法により提出すること。

契約手続き日程

契約件名		上越管理事務所管内橋梁耐震補強設計に関する基本契約（その2）
⑨	技術提案書ヒアリング期間 (手続開始の公示3-8. 関係)	令和4年4月20日 (水) から 令和4年4月27日 (水) までを予定
⑩	技術提案書（見積者）の 特定・非特定通知日 (手続開始の公示3-10. 関係)	令和4年5月20日 (金) を予定
⑪	非特定理由の説明請求期限日 (手続開始の公示3-10. 関係)	非特定通知日の翌日から7日以内（行政機関の休日を除く。）

(注)

「書留郵便等」とは、郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項）のうち、受領署名又は押印を必要とする方法を指します。

(例) 一般書留郵便、簡易書留郵便、レターパックプラス [赤]、受領署名又は押印を必要とするバイク便など。

※普通郵便、レターパック[青]、ゆうパック、宅配便など、上記によらない方法の場合は受けません。

※令和3年4月1日付で入札者に対する指示書の見直しを行っております。当社ホームページにて内容をご確認のうえ、手続きをお願いします。